

平成30年 第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年10月10日(水) 午後1:30~午後2:00

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委 員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (2人) 1番 田守 和人 2番 谷地村 久人

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第22号 農業経営基盤強化法促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 会議の概要

(平成 30 年第 10 回 10 月の総会)

議 長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、7 番、長根 孝衛君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議 長	本日の出席委員数は 8 名で、定足数に達しておりますので、これより、平成 30 年第 10 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	それでは、議事録署名委員には、3 番、佐藤久美子君 並びに 8 番、小澤守昭君を指名いたします。
議 長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3、議案第 21 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2 ページをお開きください。 日程第 3、議案第 21 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。 農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出が

あったので審議を求めるものです。

今回は、売買が1件、使用貸借が1件の計2件であります。

受付番号16号について説明いたします。

3ページをお開き下さい。

受付番号第16号は、譲り渡し人が高齢及び労働力不足により譲り受け人に売買するものです。

農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積、売買価格等については、3ページ議案書記載のとおりです。

3ページに議案書の写し、4ページ農地法3条1項の調査書、5ページから6ページに許可申請書の写し、7ページから9ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、4ページ農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上、受付番号第16号の説明を終わります。

10ページをお開き下さい。

引き続き受付番号第18号について、ご説明いたします。

受付番号第18号は、譲り渡し人が引き続き農業者年金の受給のため使用貸借権の設定で設定期間は10年間です。

農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、10ページ議案書記載のとおりです。

10ページに議案書の写し、11ページ農地法3条1項の調査書、12ページに許可申請書の写し、13ページに使用貸借契約書の写し、14-15ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、11ページ農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、利用状況調査については、農業者年金を受給するためのものであり、省略いたしました。

以上、受付番号第17号の説明を終わります。

議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番、長井委員から報告を求めます。
長井委員	<p>議案第21号、受付番号第16号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号16号の申請地は譲渡人が高齢及び労働力不足で、また譲受人は経営規模拡大のためと、両者の思惑が一致し、申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第21号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第21号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第4、議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>16 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4、議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により別紙のと通りの農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>整理番号 30 の 1 号、および 2 号について説明いたします。</p> <p>平成 30 年 9 月 28 日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、17 ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>18 ページは、新郷村長からの協議文書、19 ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、20 ページから 28 ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号 30 の 1 号及び 2 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 6 番、長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第 22 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第 22 号の申請地、整理番号 30 の 1 及び 2 は畑及び田であります。</p> <p>申請地は、貸人の高齢及び労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に牧草地として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われま</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>

高見委員	はい、議長。
議長	4番、高見委員。
高見委員	この農地は、県で借りるということですか。
事務局	はい、あおもり農林業支援センターに貸出します。 その後、借受人が見つかり、転賃になります。
高見委員	わかりました。
議長	その他、ございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第22号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第22号は原案のとおり承認することとしました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成30年第10回新郷村農業委員会総会を 閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

議 長

署名者

署名者